

京都市告示第 5 8 2号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 7 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	上桂水0019号	旧	(起点) 西京区上桂大野町18番地の3地先 (終点) 西京区上桂大野町12番地の40地先
		新	(起点) 西京区上桂大野町18番地の3地先 (終点) 西京区上桂大野町12番地の70地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)